

東日本大震災二周年追悼式の当日における弔意表明について

〔平成 25 年 2 月 26 日〕
閣 議 了 解

東日本大震災二周年追悼式の当日（3月11日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

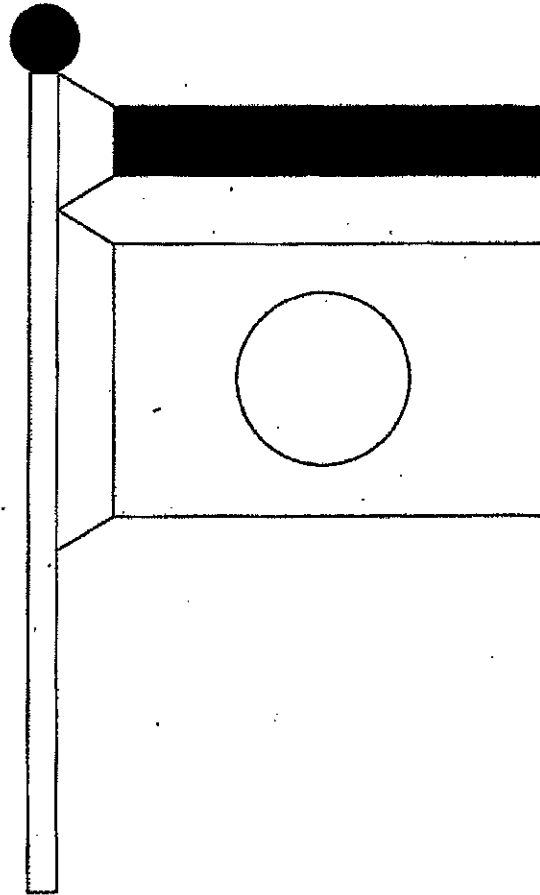
- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、本追悼式中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

参 考

大 喪 中 ノ 國 旗 掲 揚 方 ノ 件

〔 大 正 元 年 七 月 三 十 日 閣 令 第 一 三 十 号 〕

大 喪 中 國 旗 ヲ 掲 揚 ス ル ト キ ハ 竿 球 ハ 黒 布 ヲ 以 テ 之 ヲ 蔽 ヒ 且 旗 竿 ノ 上 部 ニ 黒 布 ヲ 附 ス ヘ シ 其 ノ 圖 式 左 ノ 如 シ



国民の皆様へ

(東日本大震災二周年に当たって)

政府は、来たる3月11日午後2時30分から、「東日本大震災二周年追悼式」を国立劇場において執り行います。

東北地方を中心とする我が国国土に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年を迎えようとしています。

この震災で命を奪われた多数の方々の無念の思いと、御遺族の皆様の深い悲しみに思いを致しますと、哀惜の念に堪えません。

政府は、犠牲者の御霊に報いるためにも、一日も早い被災地の復興、被災者の生活再建に全力を注ぐとともに、今般の教訓を検証し、被災地のみならず我が国全土にわたって災害に強い国づくりを進めていく決意です。

この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、追悼式当日の午後2時46分を期して式場において1分間の黙とうを捧げ、御冥福をお祈りすることとしております。国民の皆様におかれましても、これに合わせて、それぞれの場所において黙とうを捧げられますよう、お願いいたします。

平成25年2月26日

東日本大震災二周年追悼式実行委員長

内閣総理大臣 安倍 晋三